

## 生活保護受給者の生活実態調査 まとめ

埼玉県民主医療機関連合会  
生活保護実態調査プロジェクト

2015年版厚生労働白書によれば、2015年4月の生活保護の被保護世帯数は1,613,400世帯であり、被保護人員は2,163,414人に上り、戦後すぐの昭和26年当時と同様の水準まで上昇しています。また被保護世帯の49.1%が高齢者世帯となっている点も特徴的です。埼玉県の被保護世帯数は、2009年度以降、被保護世帯が急激に増加しています。2013年度の被保護世帯数は、68,007世帯(1か月平均)であり前年より2,645世帯増加しています。被保護人員についても被保護世帯数同様の傾向で推移しており、94,905人(1か月平均)となっています。

今回の調査は、「住宅扶助」の上限額が引き下げを期に実施していますが、この間の度重なる生活保護給付費削減の中で、生活保護受給者の方々の苦しい現実を客観的に裏付ける結果となりました。入浴回数は週3回以下が全体の64%を占め、1年間に一度も衣類の購入を行っていない方は28%、3%の方は通信手段となる電話すら無い状況でした。また冠婚葬祭や地域の集まり等に、「あまり参加しない」「全く参加しない」と回答した方は冠婚葬祭で73%、地域の集まりで85%を占め、地域からの孤立化が深まっています。住宅扶助額の減額に伴う行政からの転居指導も25件(38%)発生しています。

今回調査した74.5%の方が疾病や失業により生活が困窮し、生活保護制度の受給に繋がっている方です。生活保護に繋がるまでには、さらに困窮した時期もあったと推測されます。それは、生活保護を受給して良かったことの多くの答えに「生きていける」「医療機関にかかれる」という言葉に集約されているように感じます。しかし悪かったことは「後ろめたい」「受給者であることを知られたくない」など、周りの目を常に意識し肩身の狭い思いを強くしていることがうかがえます。

貧困による不規則な生活、衛生環境の悪化、栄養不足が疾病や障害の発生要因になることは上記から明らかになりました。たとえ生活保護を受給し医療費扶助があっても生活扶助が少なければ、生活の不安定から食事療法などが必要な生活習慣病の治療では、期待した効果を得られず、疾病の根本解決にはつながりません。

今回の調査の結果は、国民の最後の生存権保障としての生活保護制度が、この間の画一的な国の指導や行政執行により、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障としてのセーフティーネットとして機能しているとは言い切れない実情が明らかとなりました。

また、生活保護費の不正受給をめぐる報道などから、肩身の狭い思いをしている受給者も多くあり、生活保護を必要とする国民の実態や制度に対する国民的な偏見を取り除く必要があると考えます。

今回の調査を通じて、現在の生活保護法に対して、法の趣旨にそった運用をはかること、また生活扶助、住宅扶助など減額された制度をもとに戻して、より受給しやすい制度にし捕捉率を大幅に改善することを求めます。この調査結果が少しでも生活保護制度の改善と受給者の生活の向上につながればと考えています。

以上